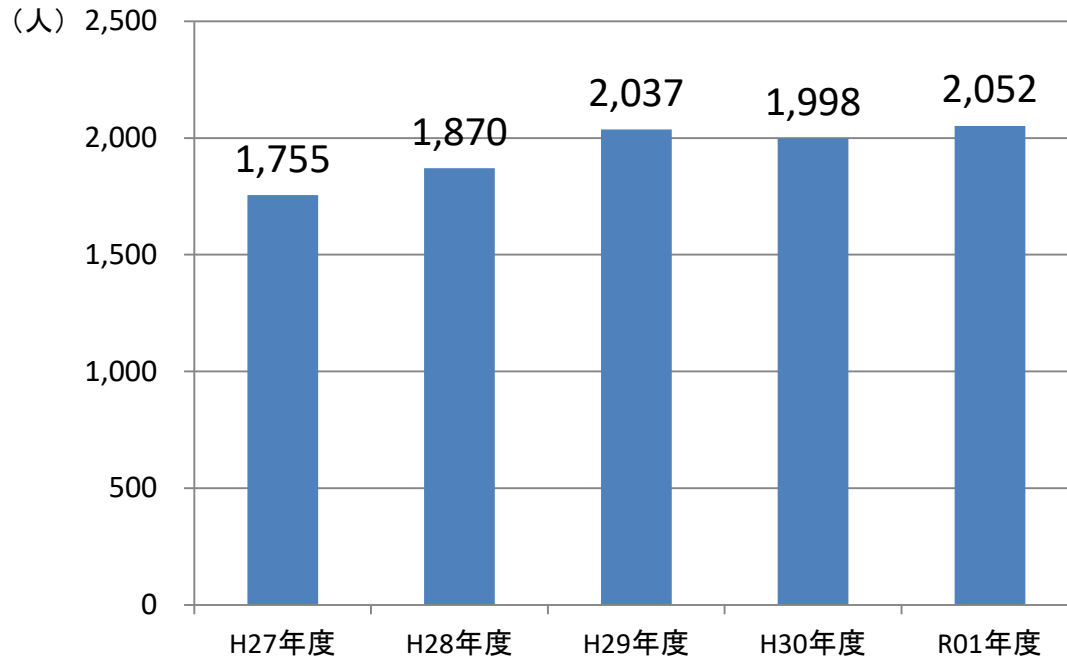


# 指定難病患者数

## ■ 解説: process指標

難治性疾患の治療には特別な専門知識や診療体制が必要です。その状況を表す指標となります。

## ■ 当院の実績



### 《自己点検評価》

滋賀県難病診療連携拠点病院・滋賀県難病診療分野別拠点病院として、多くの難病患者さんを受け入れています。

近年、その実績数は2,000人を超えています。

特定機能病院として難病患者さんに安心して受診いただける専門的、かつ高度な医療を提供しています。

また、県内の難病診療ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら患者さんが安心して治療を継続できるような支援もしています。

## ■ 定義

指定難病は「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法第50号)」第5条第1項に規定する疾患を対象とします。(令和元年7月1日時点で333疾患)

■ 令和元年度国立大学病院報告書: 100床換算; 中央値368.20、当院360.63

